

**令和2年**

**東松島市教育委員会第12回定例会会議録**

**東松島市教育委員会**

## 東松島市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年12月24日(木) 午前9時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 3階 第3委員会室
- 3 出席委員 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 福田 ゆかり  
委員 鹿野 あい子 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉  
学校教育管理監 相沢 進  
教育総務課長 八木 繁一  
生涯学習課長 柏木 淳一  
教育総務課長補佐 高野 裕行  
学校給食センター所長 阿部 智浩
- 6 本委員会書記 教育総務課 教育総務係長 木村 薫
- 7 開会 午前9時00分

### 8 出席確認

教育長 おはようございます。出席の確認を致しますが全員おいで頂いておりますので定足数に達していますので始めさせていただきます。

### 9 開会挨拶

教育長 ただいまから「令和2年東松島市教育委員会第12回定例会」を開会いたします。

### 10 前回会議録の承認

教育長 それでは前回定例会の会議録の承認ですけれども前もって配布してございますので、朗読は省略ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 朗読を省略いたしまして何かご意見があれば受け承りたいと思いますので何かあればお願いいたします。よろしいですか。

(異議なし)

教育長 それでは前回の定例会の会議録を承認とさせていただきます。

### 11 会議録署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員の指名を行います。

本日の署名委員は、松岡委員と福田委員をお願いいたします。

### 12 教育行政報告

教育長 次に教育行政報告を行います。

教育部長から報告をいたします。お願いいたします。

教育部長 おはようございます。それでは、資料教育行政報告一覧表をご覧頂きたいと思います。(資料教育行政報告一覧表に従い説明) 以上でございます。

教育長 ただ今の教育行政報告がありました。何かご質問があればお願いします。よろしいでしょうか。それでは教育行政報告は承認とさせていただきます。

### 13 議 事

教育長 本日の議事に入ります。はじめに。承認第14号専決処分した事件(東松島市社会体育施設条例の一部を改正する条例について)の承認についてを議題といたします。本件については、承認第15号から第18号まで「関連施設の(指定管理者の指定について)の承認について」関連がありますので一括で説明をさせていただきます。生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 おはようございます。それでは私の方から承認第14号専決処分した事件(東松島市社会体育施設条例の一部を改正する条例について)資料の1ページ・2ページ・・・と新旧対照表までありますが、改正点については野球場と屋内運動場が250円だったものが500円に改正となり、その他のテニスコート・武道館・多目的グラウンドにおいては据え置きとなっております。

今回の改正にあたっては、奥松島運動公園の野球場・多目的グラウンドが人工芝で整備されたことで近隣類似施設を調べ本市の使用料が低い近隣の類似施設と金額を合わせたということでございます。そのほかとして新旧対照表が何ページにも渡って資料があるのは、市外料金という設定がこれまでございませんでした。これまでの使用料別表の各表の最後に市外の者が利用する場合は3倍とすると表記されているだけでしたが、それでは分かりにくいということで市内の者と市外の者が利用する場合の料金を今回は全部表記しております。改正点は野球場、屋内運動場などが250円だったものを500円と2倍にするなどの料金的な改正ということになります。

続きまして15号です。承認第15号専決処分した事件(東松島市社会体育施設(独立型社会体育施設)の指定管理者の指定について)の承認について、議案は29ページになります。そして施設一覧表として33ページです。一般的に皆様に分かり易く言えばこの独立型になった体育施設については指定管理者が市体育協会ということになっております。市民体育館・赤井地区体育館・武道館・相撲場・矢本運動公園のテニスコートのほかに矢本運動公園の野球場と多目的グラウンドが新たに加わった形になります。これまで仮設住宅になっておりましたが、一昨年に復旧していましたが芝の養生期間などがありまして、生涯学習課で直営管理しておりましたが野球場・多目的グラウンドが追加となります。それ以外は、赤井地区体育館・市民体育館・武道館・相撲場それから鷹来の森運動公園の屋内・多目的これは今まで通りでございます。矢本運動公園の野球場と多目的グラウンドが追加になりまして体育協会で4年間ということ management していただく、というのが独立型社会体育施設の指定管理ということになります。

次の第16・17・18号では併設型という表現になります。承認第18号の東松島市大塩地区体育館は、大塩自治協議会にこれまでも指定管理をお願いしておりました

が、承認16・17号の小野地区体育館と大曲地区体育館は、生涯学習課で直営管理を2年間しております。これが令和3年度から東松島市小野地区体育館については小野地域まちづくり協議会。それから大曲地区体育館につきましては、矢本東まちづくり協議会が市民センターの管理のほか、それぞれの体育館も管理していただくというように令和3年4月からなります。こちらの併設型管理につきましては指定管理期間が2年間ということになります。説明については以上になります。

教育長 承認第14号から18号まで説明がありました。今説明があったことについて、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。料金に係る部分と指定管理のところですか。木村委員さん。

木村委員 赤井地区体育館はどうなるのですか。

生涯学習課長 赤井地区体育館についてはこれまでどおり体育協会が管理します。赤井地区自治協議会が管理していた時もありますが、市民センターから離れているということもあって管理が難しいということで、自治協議会から一度戻された経緯がございます。それ以降は体育協会が管理しているということです。

木村委員 はいわかりました。

教育長 よろしいでしょうか。それでは今説明があった承認第14号から第18号までの5件について承認可決とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認め、承認可決といたします。

次に承認第19号「専決処分した事件(令和2年度一般会計補正予算(第8号)(教育委員会事務に係る部分)の承認について」を議題といたします。教育総務課長及び生涯学習課長からご説明をお願いします。

教育総務課長 私からは教育総務課関係の部分でご説明させていただきます。

議案書は44ページになりまして、主にこちらの予算書の方を使ってご説明させていただきますと思います。今回承認頂く「専決処分した事件(令和2年度一般会計補正予算(第8号)(教育委員会事務に係る部分))については、先程教育部長から行政報告の説明にもございましたが、12月3日から開催いたしました令和2年第4回定例議会の方に上程されまして審議可決された補正予算となっております。日程の関係から専決処分とさせていただきますので本日報告し承認をお願いするものでございます。

それでは歳入からご説明させていただきます。こちら資料の16ページをご覧ください。15款の国庫支出金・1項国庫負担金・3目教育費国庫負担金・1節の公立学校施設整備費負担金の54,419千円でございます。こちらについては、現在工事を行っております赤井南小学校の増築工事分で、令和2年度と3年度で工事が行われておりますが、その工事に係る文部科学省からの補助金になります。こちら全体の対象事業費の2分の1が補助対象となっており、その内令和2年度分として3割分が今回歳入として計上してございます。残りの分は次年度分に交付されるものであります。次に17ページをご覧ください。15款の国庫支出金・2項国庫補助金・6目教育費国庫補助金・7節教育総務費補助金でございます。こちらは公立学校情報機器整備費補助金105万円とございます。こちらは「ギガスクール構想実現」のため1人1台のタブレット端末購入につきまして、学校で活用していく児童生徒或いは先生の導入支援或いは研

修などを行うために、国からの補助事業による「ギガスクールサポーター」を配置する事業になり、それに対する国からの補助金になります。補助率は2分の1補助になります。

次に歳出として資料の23ページをお開きください。10款教育費・1項教育総務費・3目学校教育費・12節委託料、公立学校教育整備費として先程ご説明したとおりギガスクールサポーターの配置をするための業務委託を224万4千円計上してございます。こちら1月からの委託を開始しようと業者選定等しておりましたが、見積り合わせを進めていく中で配置人の確保が難しいなどで辞退が多くなってしまい、来年早々に随意契約での契約をして進めていきたいと思っておりました。

続きまして6目学校教育復興費鳴瀬桜華小学校の移転事業2,680万6千円でございますが3月15日完成予定の新しい鳴瀬桜華小学校の新校舎への引っ越しに係る移転業務委託費と新しい校舎で使います備品購入費が計上されてございます。これには現校舎から書類とか既存備品など新しい校舎でも使えますので引越の作業を引越業者に委託しまして運搬をするものでございます。また、新たに必要な管理用備品、グラウンドや体育館で使います体育用備品の購入経費等も含まれております。次に25ページ10款教育費・2項の小学校費・4目の学校教育施設整備費でございます。こちら右側の説明欄に小学校施設整備事業ということで、全体ではマイナスの191万2千円となっておりますが、その中段にあります鳴瀬桜華小学校植樹事業補助金という事業費の補助金を計上しております。これは新しい鳴瀬桜華小学校の植樹をするということで、建設工事とは別に地元の方々に地域の学校にする思いで、桜など植樹して併せて樹木の管理も自分達でやりたい、協力するよという団体がございまして、その団体に対し補助金を交付するものでございます。財源は、これまで頂いている教育寄付金などを活用することとしております。この後の議案にも補助金交付要綱関係の要綱を提案しております。そのほか12月ということもございまして、契約した事業についても執行残の減額或いは人数等確定した経費など減額が多く今回は計上されております。以上、教育総務課関係については以上でございます。

生涯学習課長 続きまして生涯学習課ですが、28ページの歳出です。基本的に新型コロナウイルス感染症におきまして行事が出来なかったということで減額することが殆どでございますが、その中で3点ほど説明させていただきます。28ページの3款コミュニティセンター費でございます。こちら東松島市コミュニティセンターの大規模改修事業でございます。本来であれば令和3年度の単年度事業でございましたが、防衛庁との協議によりまして2ヵ年事業が認められて、令和2年度分の建築工事費として総額3億9,993万8千円こちら計上させております。総工事費令和2、3年度あわせまして10億円の規模でありますから4割程ということになります。これに伴いまして17ページの歳入でございます。6款の教育費国庫補助金・4節社会教育費補助金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金ということで5,962万円。こちらは、定額補助で令和2年度、3年度併せて約3億3千万円が防衛補助で見込まれておりますが、約18%位が令和2年分の歳入ということで入ってまいります。残りが令和3年度分で事業が行われるということでございます。

続きまして、29ページの8款の里浜貝塚史跡公園管理費こちらは里浜貝塚史跡公園管理事業の834万6千円ということになっておりますが、これは里浜貝塚の第1期の発掘調査で貝塚が発見された非常に重要な土地だということで、現在の所有者が高齢の為管理できないということでご存じのとおり、この地域は国の史跡となっておりますので希望があれば市が国費80%投じて買い取りすることが出来るということですので、この土地と別荘となっている家屋も建っていますがその両方を買取るという事業になります。その追加分として国の事業だと植木1本・家財道具1個についても全部保償が付くということで、全部調べたところこの経費ということでございます。

これに合わせまして先程と同じ17ページの6目教育費国庫補助金・4節社会教育費補助金、里浜貝塚買上事業補助金の歳入として666万8千円、こちらが文化庁からの歳入ということになります。それから最後になりますが30ページの体育振興費のオリンピック・パラリンピックホストタウン事業の797万1千円こちら殆ど90%以上減額するという形になります。当然オリンピック・パラリンピックが延期されたことで、事業が全て無かったためということもございます。一番大きくは、デンマークの学生交流事業そのものが無くなってしまったことで、オリンピック事業の分として減額ということになってございます。以上でございます。

教育長 　ただいま、2人の課長さんから説明がありましたが、このことについて何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

柏木課長、里浜貝塚の物件についてはどの辺りになりますか。

生涯学習課長 　寺田というのですか。医王寺の近くです。

教育長 　小高い山の上の方へ行った所ですか。

生涯学習課長 　そうです。その脇がオルレコースになっております。

教育長 　ポツンとあるのですか。

生涯学習課長 　小高い所に一軒あってその脇には家があるのですが、その家のまわりは道路と山に囲まれている感じです。家屋は壊すので広い更地になるということになります。

教育長 　その他ご意見なければ、承認第19号「専決処分した事件(令和2年度一般会計補正予算(第8号)(教育委員会事務に係る部分)の承認について」を承認可決とすることによりよろしいでしょうか。

(各委員異議なし)

教育長 　ご異議なしと認め、承認第19号「専決処分した事件(令和2年度一般会計補正予算(第8号)(教育委員会事務に係る部分)の承認について」を承認可決といたします。

教育長 　次に、議案第54号「東松島市学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」を議題といたします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 　それでは議案第54号「東松島市学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」でございます。資料については定例会議案の45ページになります。この細則につきましては国の学校教育法に則りまして本市の学校に関するものを定めている規則になってございます。その全文は、51ページから63ページに市内の学校に関する事由を定めている規則になっており、その中で資料の51ページに第6条と8条に学区外就学

として、市内在住で別な学区に就学するという取り扱いと区域外就学ということで、本市以外の方が本市の学校に就学するという取り扱いの規定がございます。今回改正するのは、その条文でございます申請書様式で第6条関連であれば様式第4号、第8条関係であれば様式第8号を全部改正するものでございます。これにつきましては保護者から申請の書類をあげて頂くのですが、保護者が記載する申請理由について本市の教育委員会が定めている学区外就学に係る許可基準が63ページにございます。これが本市で定めている学区外就学の時の許可基準になるのですが、この許可基準との整合性を図るために様式の表現を合わせるとともに確認が必要な所を記載していただけるように新たに項目を追加したということから全部改正とする提案をさせていただいたものです。説明につきましては、以上でございます。

教育長 学区外・区域外就学に係る変更というものでございます。ご質問ご意見等ありませんか。

教育総務課長 なお、新旧対照表が49ページ・50ページにございます。比較はこちらでお願いします。現在は参考といたしまして、他の学区から別な学区にという数は市内全体で小学校が129件・129人ございます。中学校については26名でございます。他の市から本市の学校へ入学している児童生徒については、小学校が19名・中学校が16名で結構仕事の関係でおばあさんの所に帰るなどの理由です。あと他市町では部活動がある無しで行きたいというような希望もあるということが、本市では基本的には認めていないという状況でございます。

教育長 ご質問・ご意見等ございますか。区域外の小・中余り変わらないが学区外だと小学校が129名・中学校は26名というのは中学校になると自立力が上がっているからってことなんでしょうか。

教育総務課長 地域的には、赤井小学校・赤井南小学校が多い。

教育長 中学校が少ないのは小学校の学区が一緒になるからか。赤井小学校・赤井南小学校区も一緒になるため、矢本二中ではあおいが多い。大曲小学校など境目の所だね。はい、よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第54号を承認可決とすることによろしいでしょうか。  
(各委員異議なし)

教育長 ご異議なしと認め、議案第54号「東松島市学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」を承認可決といたします。

教育長 次に、議案第55号「鳴瀬桜華小学校植樹事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 続きまして議案第55号「鳴瀬桜華小学校植樹事業補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。資料につきましては、議案のページ64ページ以降になります。要綱の案が64・65・66ページになります。こちらは、先程ですぬ補正予算の中で説明しましたが、新しい鳴瀬桜華小学校の植栽と樹木等維持管理です。団体であります「鳴瀬桜華小学校さくら応援団」という団体に対して補助金の交付をするための要綱となります。要綱につきましては、市の補助金等を交付する時に定めてあるものに準じて各申請様式も併せて整備してあります。資料で配付している申請書等が整備され

ているということでございます。その「さくら応援団」とは、どのようなものかといいますと67ページに目的や活動する組織を載せさせております。目的といたしましては、大きな震災で被害を受けた浜市・小野地区の復興シンボルとして鳴瀬桜華小学校が3月に完成すると、鳴瀬桜華小学校で本市が進めているコミュニティ・スクールとして学校と協働教育活動に取り組んでおり、この植栽活動につきましてはコミュニティ・スクール活動との連携ということで地域と学校が伸びていく活動としていきたいということでございます。活動の計画といたしましては、植栽としてシンボルツリーの植樹、敷地内の法面等の草刈りを行うなどを考えているようでございます。組織につきましては、3枚目になりますが、新しく組織されます「鳴瀬桜華小さくら応援団」を結成致しまして、会員は地域の住民或いは学校運営協議会又はPTA等が所属してございます。市といたしましては、新しい校舎建設計画、植栽に関して校舎建設の進捗に合わせた計画調整と予算的な支援を行ってきたところでございます。当初の予算といたしましては、結成する会での会費、助成団体からの補助金と市からの補助金というような予算で総額200万円程になるようですが、各種助成や補助を活用しながら桜華小学校は桜にちなんだ学校でございますので、桜の植樹をして管理もしていくというものでございます。この要綱につきましては、令和4年3月31日で効を失うことでございます。説明は以上でございます。

教育長 今説明のあった、議案第55号「鳴瀬桜華小学校植樹事業補助金交付要綱の制定について」このことについて、ご質問ご意見等ありませんか。

教育長 それでは、議案第55号を承認可決とすることよろしいでしょうか。  
(各委員異議なし)

教育長 ご異議なしと認め、議案第55号「鳴瀬桜華小学校植樹事業補助金交付要綱の制定について」を承認可決といたします。

教育長 それでは、次に議案第56号「職員の人事について」を議題といたします。本件については、人事に関する案件につき、秘密会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員異議なし)

教育長 異議がないようですので、午前9時40分秘密会といたします。配布した資料は、後ほど回収させていただきます。教育部長からご説明をお願いします

教育長 このことについてご質問ご意見等ありませんか。  
(各委員異議なし)

教育長 ご異議なしと認め、議案第56号「職員の人事について」を原案とお承認といたします

教育長 午前9時42分、ここで秘密会を解きます。関係資料を回収いたします。

教育長 今日の議事については以上となります。

#### 14 報告事項

教育長 次に報告事項として事務局から報告をお願いします。それでは教育総務課お願いいたします。

教育総務課長 私から特に大きなものはありませんが、先月あたりから教育委員等の皆様方には学校等訪問ということで、忙しい中ご出席いただきまして3日間出席していただきました。各学校とか図書館を見ながら新たな発見とかもあったのかなと思いますが、若干鳴瀬地区とかへ行けない部分もございましたので、今後ですねその分だけは考えたいと思います。

12月定例議会でございますが、その中では一般質問で毎回のように学力の向上等の質問がございました。その中でもタブレットの端末の関係や条例の制定、提言等がございましたが答弁をさせていただいております。あとタブレット端末の導入について、先程行政報告の中で宮野森小学校に導入されたとありましたが、他校にも現物だけは既に収められている学校も何校かございまして、基本的にはきちんと動くかどうかの検査を行った上で段階的に使える状態になってきているということです。今後、充電保管庫といまして充電するためのボックス型保管庫が入りしだい、随時子ども達に使っていくということで、そのための職員研修も宮野森小学校で開催されたところでございます。今回今年最後の定例教育委員会になりますけれども1年間大変お疲れ様でございました。新年からもよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。続いて、学校給食費の関係で学校給食センター所長からご説明させていただければと思います。

教育長 学校給食センター所長お願いいたします。

学校給食センター所長 学校給食センターから学校給食徴収管理業務についてご報告いたします。報告資料の学校給食費の徴収管理業務についてをご覧ください。現在の学校給食徴収管理業務については、各学校の教職員が行っていますが令和4年度の給食費から市において実施できるように取り組みを進めて行くこととしましたので、この内容についてご報告するものでございます。まず、項目1の東松島市の給食費徴収・管理業務の概要ですが、市内小学校・中学校の児童生徒に対して実施する学校給食について、給食実施に要する食材費分を保護者から給食費として徴収する業務でございます。東松島市における給食喫食者は約3,500人となっております。給食徴収管理業務は、各学校の教職員が実施しており徴収した給食費は納期限までに市の指定する金融機関へ入金して、市が食材費へ充当を行っております。次に項目2の給食費徴収管理業務における課題ですけれども、現在は給食費管理を学校の教職員が行っておりまして、この給食費の徴収状況の把握管理・未納者等への督促等給食費に関する業務全体が教職員にとって大きな負担となっているところでございます。また、地区集金を行っている学校においては、保護者が毎月決められた日までに決められた金額を現金で用意しなければならないといった負担と集金に係る手間が発生しており、現金を取り扱うことで金銭事故が起こる可能性があるといった課題がございます。次に項目3の国・県内の状況等ですが、平成31年1月31日中央教育審議会において、「教員の働き方改革」の方策の1つとして学校給食費については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと提言されました。これを受けまして、令和元年7月に文部科学省において「学校給食徴収・管理に関するガイドライン」が策定され、保護者等からの学校給食費の徴収管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切である。という通知が宮城県を經由して本市にも届いてところでございます。また県内の状況といたしましては、ここに記載のとおり令和2年5月31日現在において、8つの市・町が学校給食費の徴収・管理業務を行っており石巻市につい

では、令和5年度から実施する予定と聞いております。次に項目4の給食費徴収・管理業務の移管でございます。本市におきましては、初めに申し上げたとおり令和4年度から学校給食費徴収・管理業務について、市が実施できるように取り組みを進めて参ります。市に移管する理由としましては、項目1から項目3に記載のとおり給食管理業務における課題国・県内の状況等を踏まえまして、市が学校給食費の徴収管理業務を行うことが適切とされたためです。また、教職員の学校給食の管理業務に係る事務負担を軽減することが理由としてあげられます。次に、項目5給食費徴収・管理業務の移管スケジュールですが、令和2年度は給食費管理システム導入の検討を行います。学校給食運営審議会において、給食費の徴収方法等について審議を行う予定です。その後、システム導入について承認されましたらシステム導入の部分等で調査確認を実施する予定です。令和3年度は、条例等の設定、給食費管理システム構築、委託業者の選定及び構築業務ルールやマニュアル等の作成。それから学校及び保護者等への説明や広報等により周知する予定です。次に、項目6の移管後に期待される効果といたしましては、各学校の教職員の業務から市職員の業務に移管することで、教職員の事務負担軽減・教育時間の確保が実現されますので、「働き方改革の推進」に繋がります。また、給食費の徴収については、市が指定する金融機関から口座振替を行うことによりまして、現金の取り扱いがなくなりますので、安全性が確保できます。納付書で納付する場合には、金融機関の窓口や市の会計課への納入が保護者等の直接納付することが可能となりますので、利便性の向上や安全性の向上が期待できるといった効果が期待できます。報告は以上となります。よろしくお祈いします。

教育長 今報告のあったことについて、ご意見・ご質問ございませんか。福田委員。

福田委員 直接、銀行振込等に代わったあと、資料の下に口座振替若しくは納付書の納付が選べるのですか。それとも一括になるのですか。

学校給食センター所長 今は口座振替に一本化と考えているのですけれども。

福田委員 はい、わかりました。選べるのかな、そうすると大変だなと思いますが。

学校給食センター所長 振替不能とかになった場合には、納付書払いに切り替わり納めてもらうということです。

福田委員 そうすると、万が一振替不能になった場合の管理とか納付は、会計課とかで管理するのでしょうか。

学校給食センター所長 管理は市といいますか教育委員会が管理するとか、これから検討していくこととなります。

福田委員 そういうことも全て市で一括して管理していくのですね。はいわかりました。ありがとうございます。

教育長 大きな変化ですよね。給食費の公会計化ということですがけれども。本来業務ではなかったのですが、ずーと学校がやってきたのですよね。督促なんてどこでするのだろうね。市がやる。今まで学校がやってきてくれたので。

課長補佐 先日、県内の給食費の調査したもの。昨年度のものだと思うのですけれども公会計化された事によって市が徴収とか督促の業務を行っている場合なのですが、当たり前だと思ったのですが、ここが教育委員会側になっている市・町は軒並み滞納率が高くなっている。当たり前なのでしょうけれども、その部分が結構課題かなと市がどのようにして徴収していくかが

課題としてあります。

教育長 6番には効果が書いてあるのですけれども、実は負の側面もあって、滞納率が多分上がるのではないかと予想はされるのです。でも本市は、そもそも滞納率あまり高くないのだよね。

課長補佐 そうですね。

教育長 他市町から比べると滞納率高くないよね。

課長補佐 数字を見ると滞納率0.2%とか高くはない。

学校給食センター所長 現在滞納者は10世帯いかないぐらい。金額にしても50万円位滞納分というのは。

教育長 私ここに来る前の学校で1つの中学校だけで200万円位あった。それは積もり積もったものなので、長く溜まっているもので、それを何故か校長名・市長名で督促状を出す。この8つの仙台から南三陸までは既に公会計化になっている市・町ですね。

学校給食センター所長 はい。これ公会計で徴収管理もやっている市・町です。

教育長 多賀城の学校に在籍した時もあったのだけれども、多賀城入っていないのですね。多賀城は、督促に教育委員会の人達が夜間も歩いていましたよ。学校はブースだけなのですから個別訪問は教育委員会がやってくれた。中々苦しいんですね。

教育総務係長 学校は、給食費以外は学校でPTA会費や教材費とか集めるので、まだ徴収金って残るのですけれども。これがなくなっただけで随分精神的にストレス軽くなるのでしょうか。

教育長 担任が給食費の督促をするのですよ。結構しんどいですよね。

松岡委員 これなど国で指針が出ないのでしょうか。勝手に進めるってできないのですか。

教育総務係長 それは市町村の考え方で

松岡委員 折角システム導入するなら一括で管理できれば一番いいのですけれどもね。

課長補佐 そうです。

教育長 いずれ去年かガイドラインができたので、進めていく方向性はできたのですね。学校とすれば有難いことなのですから。よろしいでしょうか。

あと教育総務課からお願いします。

教育総務係長 私からお配りした資料は、「東松島市第2次総合計画後期基本計画」の体系図になります。教育委員会が関係する部分としましては、今年度の初め位に教育基本計画策定の説明をさせていただきましたが、それに関係するものです。これが基になって市の「東松島市第2次総合計画後期基本計画」が纏まったということです。今後の教育基本計画にも反映させていきますというふうなところのお話をさせていただきたいと思います。お配りしたのが「まちづくりの将来像・基本理念・方向性・政策・施策」ということで体系図として纏まっているものです。大元となる部分が左側の上にあります「まちづくりの将来像」です。「住み続けられ持続・発展する東松島市」ということで、こちらを市の全体的な「まちづくりの将来像」というふうな目標、位置づけをさせていただいており、それに紐づいて「まちづくりの基本理念」ということで「まちづくりの将来像」実現に向け、これまでの復旧・復興の取組の上に立ち、なお必要な「心の復興」とともに将来に向けた「地方創生及びSDGs」を基調とし、次の基本理念を掲げるということです。それに基づいて大きく3つ基本理念を掲げているということになります。このまちづくりの基本理念を実行するための色々な方向性、分野別の方向性ということで右側に「まちづくりの方向性」を標記しています。1から5まで分野別の方向性が記載されております。教育に関わる部分につきましては、まちづくりの

方向性の3の真ん中になります。大きくは「次代を担い人材を育む学びと文化・スポーツのまち」ということで、こちらを市の大本の方向性、教育分野の方向性として更に4つ政策を掲げているということになります。1つ目「こどもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上」これについては、学校等教育施設の整備、ICT等の先進的な取組の活用、その他教員の指導力向上と児童生徒への指導充実、家庭学習の推進、いじめ・不登校を生まない魅力ある学校づくりと更に詳細な政策になります。2つ目が「地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習」ということで、コミュニティ・スクールの推進、心あったかイトころ運動の推進、市民主体による生涯学習の推進、生涯学習施設の整備・充実、国際理解の推進といった所が項目としてあげられています。3つ目が「文化の承継と創造、文化振興活動の充実、文化財の保護と活用、地域文化・伝承の継承」です。4つ目が「全世代にわたるスポーツの振興」としてスポーツ施設の整備充実、スポーツ関係事業の充実、スポーツの機運醸成というところが項目としてあげられております。これを実行するための教育振興基本計画を新たに今年度策定させていただくということです。そちらにつきましては、教育部で現在取りまとめをいたしておりますので、皆様にも来月以降お示しさせていただきながら、また教育委員会から議案として提出させていただきたいところのご報告をいたします。

教育長 この総合計画については、木村委員が審議会において意見等頂いております。これ反映させて頂きたいと思っております。

教育総務係長 1月1日の市報にも広報されることでした。

教育長 これに基づいて木村係長が説明した教育振興基本を作っておりますので、後にお示した中のご意見をいただければなと思っております。それではよろしいですか。

いま報告のあったことについてご質問・ご意見ございませんでしょうか。

生涯学習課からはありませんか。

生涯学習課長 3件だけよろしいでしょうか。先月お伝えしておりましたデンマーク交流の代替え事業ということでリモート交流を12月15日予定しておりましたが、デンマークがロックダウンということで登校できない状況になりました。それが2日前でした。それでリモート交流自体も中止ということで、代替え事業として計画するのは厳しい状況ということで保護者それから生徒のご理解頂いたつもりですが、非常に残念なことになっております。それと今週の日曜日でございますが、更別村の交流こちら中止となりましたが、リモート交流は順調に実施できます。今の所更別村も感染者が出ていないということで、こちらは日曜日に10時からリモート交流を予定通り行う予定となっております。それから3点目、最後ですが1月10日成人式あります。2回に分けて行います。教育委員さんにも例年揃って出て頂いているところですが、出身の学区に出席いただくということでご協力をお願いしたいなと思っております。よろしくお願いたします。以上でございます。

教育長 はい、デンマークも粘ってもらったのだよね。夏の実施。東京の大使館ですか。そこも駄目だとリモート交流もあったのですが、いずれもコロナの影響で足元すくわれたという状況です。残念なのですが止むを得ないことです。成人式も今悩ましい状況にあります。分散して考えられる手立てを打って管理でやっていく。よろしいでしょうか。それでは教育総務課・生涯学習課から説明がありました件について、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。教育委員さんから提案報告ございませんでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、今日予定されております議事及び報告事項は以上となります。次回定例会は、年明けて1月21日木曜日午前9時から3階第3委員会室で予定しております。以上を持ちまして令和2年東松島市教育委員会第12回定例会を終了いたします。お疲れ様でした。

教育長 それでは以上で委員会を散開いたします。どうもお疲れ様でした。

15 閉会 午前10時10分

#### 16 議事

- |  |    |
|--|----|
| (1) 承認第14号 専決処分した事件（東松島市社会体育施設条例の一部を改正する条例について）の承認について         | 承認 |
| (2) 承認第15号 専決処分した事件（東松島市社会体育施設（独立型社会体育施設）の指定管理者の指定について）の承認について | 承認 |
| (3) 承認第16号 専決処分した事件（東松島市小野地区体育館の指定管理者の指定について）の承認について           | 承認 |
| (4) 承認第17号 専決処分した事件（東松島市大曲地区体育館の指定管理者の指定について）の承認について           | 承認 |
| (5) 承認第18号 専決処分した事件（東松島市大塩地区体育館の指定管理者の指定について）の承認について           | 承認 |
| (6) 承認第19号 専決処分した事件（令和2年度一般会計補正予算（第8号）（教育委員会事務に係る部分））の承認について   | 承認 |
| (7) 議案第54号 東松島市学校教育法施行細則の一部を改正する規則について                         | 承認 |
| (8) 議案第55号 鳴瀬桜華小学校植樹事業補助金交付要綱の制定について                           | 承認 |
| (9) 議案第56号 職員の人事について   | 承認 |

#### 17 報告事項

- ① 教育総務課関係
- ② 生涯学習課関係

18 この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 木村 薫

上記、記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和3年1月29日

会議録署名委員

会議録署名委員